

# 「ハジヤチ合意」(一六五八―一六五九年)にみるルテニア国家の創出

福嶋千穂

【要約】十七世紀半ば、ルテニアの東南部一帯をポーランド・リトアニア国家(共和国)から事実上独立させたコサックは、コサックの自国への帰順を図る共和国との間で「ハジヤチ合意」(一六五八年)を成立させ、共和国議會での批准(翌年)に至らせた。ハジヤチ合意では、コサック上層部が共和国貴族身分に統合され、その統治領域は「ルテニア公国」として共和国構成国となる。本稿では、共和国の他の合同やコサックとモスクワ大公国との協定と対照させることで、ハジヤチ合意の特徴を明確にした。ハジヤチ合意では、ポーランド・リトアニア間の「ルプリン合同」(一五六九年)と比較して宗派問題が大きな比重を占め、コサックのモスクワ臣従表明「ベレヤスラフ協定」(一六五四年)との対比においても、コサック自治やルテニア地域の位置づけが聖俗両面でより具体的に規定されている。さらにハジヤチ合意が否定する「プレスト教会合同」(一五九六年)との間には、ルテニアの正教会高位聖職者に元老院議席を付与するという共通点が指摘できる。

史林 九三巻五号 二〇一〇年九月

## はじめに

十七世紀前半、ポーランド・リトアニア国家「共和国」(Rzeczpospolita)以下、共和国)はその版図を最大に拡張、ポーランド貴族共和制が地理的に最も広範囲に及んだ。その一方で、共和国は多方面の隣接国と緊張関係にあり、繰り返される戦争でその領土を周辺から切り崩されていく。共和国の危機的状況は対外関係にとどまらなかった。一六四八年のコサ

ック蜂起（ポフダン・フメリニツキーの蜂起）は、共和国東部の広大な面積を占めていたルテナアの東南部（現在のウクライナの中・東部）の共和国からの独立を半ば既成事実とした。<sup>①</sup> コサツク蜂起の成功は、リユーリク朝の諸公国の滅亡後ポーランド王国とリトアニア大公国に支配されていたルテナア<sup>②</sup>に固有の国家が形成される可能性をもたらした。

本稿が取り上げるのは、ウクライナにおけるコサツクの統治をポーランド・リトアニアの「貴族の共和国」の体制に合致させる構想を文書化した「ハジャチ合意」（一六五八年。翌年に共和国の議會で批准。この合意の掲げる合同構想は「ハジャチ合同」と呼ばれる）である。<sup>③</sup> キエフ公国以来の王朝的伝統が絶えたルテナアの地に、ポーランド的貴族共和制に則りつつ固有の国家を形成するこの試みは、ウクライナ史上重大な出来事であつただけでない。近世の大国であつた共和国全体が、新興勢力コサツクに貴族身分を開き、連邦制という形で彼らの自治国家を取り込みその広大な領域を維持できるか否かの岐路に立たされていたことを象徴する。

ポーランド王国とリトアニア大公国に領有されていたルテナアでは、一五六九年の両国の連合「ルブリン合同」の際にリトアニア大公国領から南部の一带（ヴォルイン、キエフ、ポドレ）がポーランド王国に編入されたが、依然として両国家に分断され、ルテナアとしての行政上のまとまりは存在しなかつた。

このルテナアに枠組みを与えるものがあつたとすれば、それはキエフ府主教を中心とする正教会であつた。<sup>④</sup> 正教は、十世紀にキエフ公に受け入れられて以来この地の全社会層の慣習に根付き、リトアニア大公国がルテナアを領有するようになる、リトアニア貴族の多くにも受容された。それが、ローマ・カトリック主流の共和国においてはマージナルなものとなる。正教会の存続は容認されていたが、高位聖職者が元老院に議席を持つカトリック教会とは異なり、国制上特定の地位を持つことはなかつた。一五九五—九六年の「プレスト教会合同」により、カトリック教会に帰一した正教会ヒエラルヒーの一部（東方典礼カトリック教会。以下では合同教会と呼ぶ）が元老院議席を要求したが、共和国の議會はこれを却下した。

このように、共和国の制度上、ルテナアという地域が共和国においていかに大きな比重を占めようとも、またその教会

(「プレスト教会合同以降は、正教会と合同教会に分裂」)は数の上では決して少数者でないのに関わらず、ポーランド貴族身分に統合された世俗貴族を例外として、明確な位置づけを得ることはなかった。この点では、共和国の身分制から逸脱していたコサツクにしても同様である。ハジャチ合意はコサツク統治を共和国において正当なものと認め、ルテニアに国家の枠組みを与えようとするものであった。

本稿では、エスノ・コンフェツシヨナルな共同体であったルテニアの核である宗派的要素を重視し、ハジャチ合意に示された共和国・コサツク関係における正教会の位置づけに特に注目したい。宗派の要素に着目することで、他の合同や臣従のあり方との比較においてハジャチ合意が有した特徴を再評価できるであろう。

- ① ヘトマンを元首とするコサツクの統治体制は、国家の形態をとるとみなされヘトマン国家と呼ばれることもある。なお本稿において「ウクライナ」という語を用いるとき、それはヘトマン国家と同義である。
- ② スラヴ語ではルシと称される。ルシなる言葉であらわされる地域は様々である。ルシは、広義ではモスクワ大公国をも含めた東スラヴ地域全体をいう。狭義では、共和国の一県(リヴィウを中心都市とするルシ県)になる。ルテニアもまた歴史的名称であり、それが指すものは一樣ではない。ルシと全くの同義で使われる一方、ハプスブルク支配下でのルテニア(ガリツィアに属したウクライナ西部)という特殊な使用例がある。本稿におけるルテニアの定義は、東スラヴ正教世界において十七世紀当時にコンスタンティノール総主教に属した地域——すなわち共和国領であったキエフ府主教の管轄地域である。現在のウクライナ、ベラルシにはば相当する。本稿では、モスクワ大公国に属した地域と区別するため、さらにポーランド王国の行政単位であるルシ県との混同を避けるため、ラテン語の名称ルテニアを用いる。なお本稿における地名の表記は、現在その都市・地域が属する国での発音に拠るが、ウクライナの地名でもロシア語もしくはポーランド語
- ③ ハジャチ合意は、日本では渡辺克義編『ポーランド学を学ぶ人のために』世界思想社(二〇〇七年)の第一章(小山哲「多民族の共和国——ポーランドの歴史のもうひとつの側面」)において、民族的・宗教的に多元的な近世の共和国を象徴する人物ユーリー・ネミリチの主要な業績として言及されている。
- ④ 当時のルテニア・アイデンティティはエスノ・コンフェツシヨナルなものであり、言語ナショナリズムには遠い。アイデンティティの核は言語ではなく宗派であったことの例を挙げると、ルテニア語はルテニアにとどまらずリトアニア大公国で広く公用される一方、正教に改宗したりトアニア貴族家系はルテニア化したものとみなされ、ルテニア貴族に含めて考えられることが多い。
- ⑤ 「プレスト教会合同」に関しては拙稿「プレスト教会合同(一五九五—一六六六)の社会的背景——近世ポーランド・リトアニア「共和国」におけるルテニアの正教会」『史料』第八六巻、第三号(二〇〇三年)、八六—一二二(三八—四一七)頁を参照。

## 第一章 時代背景と研究史

### 一 「大洪水」と「廃墟」——時代背景

十七世紀前半の共和国の領土拡張は近隣国との戦争を招いた。東方ではリューリク朝の断絶に端を発するロシアの動乱「スムータ」に介入してモスクワを制圧し、ポーランド国王ジグムント三世の息子がツァーリの座につこうとするが、ロシアはまもなく共和国の勢力を駆逐しロマノフ朝が興った。北方では、ヴァーサ家出身であったジグムント三世がスウェーデン王位を継承するが反対勢力により廃位され、共和国とスウェーデンの開戦に至る。スウェーデン軍は再三、共和国の内陸部にまで侵入し国土の多くを蹂躪した。<sup>①</sup>

スウェーデンとの長い戦争の中でも共和国が特に不利な戦況にあつた一六五五―一六六〇年を指し、ポーランド史では「大洪水（ポトプ）」と呼ぶが、この「大洪水」はウクライナ史で「廃墟（ルイーナ）」と呼ばれる時期に重なっている。「廃墟」は、一般的には、ポーランドに対する蜂起（「解放戦争」「コサック革命」ともいう）<sup>②</sup>に成功を取めたヘトマン（コサックの軍総司令官。コサック共同体の首長を兼ねる）、ポフダン・フメリニツキーなきあとのウクライナの内憂外患をいう。本稿で問題とするハジャチ合意は、「廃墟」の時代の幕を開けたヘトマン、イヴァン・ヴィホフスキーの最大の功績と考えられている。合意成立への過程やその内容、さらには研究動向に踏み込む前に、ヴィホフスキーについて簡単に触れておきたい。<sup>③</sup>

ウクライナ・コサックは近代ウクライナ・ナショナリズムにおいてややもすると神話化された存在である。ヴィホフスキーもそのコサックの指導者の一人にはちがいないが、後世に及ぶカリスマ性においてはポフダン・フメリニツキーやペトロ・ドロシエンコ、イヴァン・マゼッパらとは比較にならない。皮肉にもハジャチ合意という功績が、彼に「親ポーラ

ンド」のレッテルを貼り、ウクライナ・ネイションの英雄としては懐疑的に捉えられることも多かった。

ヴィホフスキーの政治を「親ポーランド」「シユラフタ政治文化に親和的」として、フメリニツキーの時代に現実味を帯びるようになった共和国からのウクライナ独立に対する裏切りと評すことはできよう。しかし、ウクライナ独立の立役者として英雄視されるフメリニツキーに関しても、ウクライナを共和国から「解放」した軍事的功績とともに、後のロシアによるウクライナ統合への布石「ペレヤスラフ協定」（一六五四年）も彼に帰されるという矛盾がある。それぞれ「親モスクワ」「親ポーランド」のイメージが前面に出て、相反する政策をとったようにみえがちなフメリニツキーとヴィホフスキーであるが、両者の外交を詳細に検討した近年の研究は、フメリニツキーの晩年の外交方針がヴィホフスキーのハジャチ合意に引き継がれたという共通見解に至っている<sup>⑤</sup>。

さらにまた、ウクライナのヘトマンの眼中にあったのは共和国とモスクワばかりではなく、スウェーデン、ブランデンブルク、ならびにトランシルヴァニア、モルドヴァ、ワラキア、クリム・ハン国、及びそれらの背後のオスマン帝国は、潜在的な同盟者あるいは敵対者であった。もちろん、これらの国々と共和国やモスクワの関係が変化するに依じて、ヘトマンたちは目まぐるしく外交路線を変更せざるを得なかった<sup>⑥</sup>。

フメリニツキーもヴィホフスキーも周辺諸国との同盟関係を模索する際に揺れ動いたが、彼らの外交に一貫性が見出せるとすれば、それはウクライナのコサック政体の独立の確保、もしくは独立への布石としての自治の維持であっただろう。それこそが、共和国やモスクワとの数々の和平協定や臣従表明の根幹にある。

## 二 先行研究

十八世紀以降ウクライナが進んだのは、共和国への帰順を謳うハジャチ合意ではなく、その四年前にツァーリへの臣従を表明したペレヤスラフ協定の示す針路であった。十九世紀には、ガリツィア（ハリチナ）を除くルテニアの大半がロシ

ア帝国領となった。そのためハジャチ合意の後世への影響は、ペレヤスラフ協定と比べるすべもない。しかし、実現されることなく終わったハジャチ合意に関して、ウクライナやポーランドでの研究の蓄積は少なくない。時代の政治的関心に応じた研究がなされてきたからである。

十九世紀後半から二十世紀初頭にかけて、ロシアとハプスブルクの二帝国の支配下にあったウクライナ人の民族主義的運動のなかで、ハジャチ合意に対してネイション・ステイトの観点から関心が高まった。<sup>⑧</sup>

二帝国の支配の末期には、ウクライナの歴史学研究の黎明期を支えた歴史家たち——フルシエフスキーやリピンスキー——がハジャチ合意を取り上げ、その成立背景と意義について述べている。コサック蜂起の農民戦争の要素を重視したフルシエフスキーとルテナア社会における貴族の役割を重視したリピンスキーでは問題関心は異なるものの、ハジャチ合意を基本的に貴族主義的であると考へ、貴族に代わる別のエリート層を形成しつつあった当時のウクライナにおいては実現の可能性が低かったと認識する点で共通する。<sup>⑩</sup>

ウクライナがソヴィエト連邦に属した時期には、ハジャチ合意についての専門的研究は途絶え、ポーランド貴族の支配に甘んじたと否定的に一蹴される傾向にあった。<sup>⑪</sup> この時代にハジャチ合意に対する関心を継続させたのは、西側（特に北米）に流れたウクライナ人移民のディアスポラが育んだ民族主義であった。<sup>⑫</sup>

近年のウクライナには、ハジャチ合意を「大局的見地に立ち」かつ「平和主義的で愛国的」と評価するホロベツに代表される肯定的立場からの研究者も多いが、その背景には、ハジャチ合意を理想化したディアスポラ民族主義の歴史観の逆輸入がある。

ウクライナではその一方、スモリーとステパンコフのように、手ばなしでのハジャチ合意称揚に水を差す見解もある。彼らは、コサックの国家をキエフ・ルシ以来のウクライナの国家として認めるが、ハジャチ合意が提示する「制限つき自治」に懐疑的である。ペレヤスラフ協定のほうがウクライナの主権をより尊重するものであったと考えるのである。

このような「独立」「自治」「ネイション」に主眼を置く議論とは異なる視点でハジャチ合意にアプローチしてきたのは、主にポーランドの歴史家であった。ヤギエウオ的な連邦史観の文脈では、ハジャチ合意は高く評価されてきた。亡命ポーランド人史家ハレツキは、ハジャチ合意をルブリン合同を完成させるものとして考える。コノプチンスキは、この合意が共和国の議会で批准されたことを、当時のポーランドの政治文化の成熟の証であるとみなす。北米のウクライナ系ディアスポラのプリツァクもまた、貴族共和制という制限を前提にするとハジャチ合意は近世ヨーロッパ史上稀な成果であるという。<sup>⑭</sup>

一方、ハジャチ合意の現実性を巡っては、研究者の間に以下のような不一致がみられる。ポーランドのカチマルチクは、ハジャチ合意が共和国の議会を通過したことを評し、この合意の謳う連邦制が当時非常に現実味を帯びた構想であったと考えるが、ロシアのウクライナ史家ヤコヴレヴァは、議会で批准されたテクストはコサツクが温めていた原案から後退しているとして、議会での批准を評価しない。ヤコヴレヴァはカチマルチクとは逆に、ハジャチ合意を現実味に乏しい、少数者が抱いた幻想だと考えた。

貴族共和制と当時のコサツク・ウクライナの実態が相容れず、ハジャチ合意が現実味を伴わなかったことは、次のような指摘とも相通じる。ハジャチ合意では農民層は顧みられることなく、領主の権益のみが確保されようとしたと述べるドロプは、これが結局ロシアに対する期待感を生み、つけ入る隙を与えたと考える。プロヒーは、コサツクが貴族化することとは、ウクライナを担うエリートが奪われてしまうことに等しいと指摘する。

これら先行研究の成果を踏まえて、本稿が目的とするのは、ハジャチ合意を宗派的要素に着目して検討することである。ルテニア固有の国家形成を謳うハジャチ合意における宗派の要素は、ルテニア地域のアイデンティティがエスノ・コンフエッショナルなものであったことを考慮すると必然的に重きをなす。ハジャチ合意が取り上げる教会の問題については多くの先行研究が言及しているものの、コサツクが正教の庇護者という立場にあったことを受け、ハジャチ合意のプレスト

教会合同への否定的な姿勢が強調される傾向があるが、この点は検討の余地を残している。宗派の要素に目を向けることで、さらに、複合国家である共和国を成り立たしめた「合同（連邦）」の歴史においてハジヤチ合意にいかなる時代的地域的特徴が現れているのかが明らかになるであろう。

以下、第二章においては合意成立への過程と合意の内容について、第三章では比較の視点を導入して合意の分析を行いたい。なお、第三章で行う比較の対象としては、連邦史的な視点からポーランド王国とリトアニア大公国との「ルブリン合同」を、また同時代のコサックと他国の協定として「ペレヤスラフ協定」を取り上げ、さらに宗派の問題を重視する立場から、「プレスト教会合同」をその列に加えたい。

- ① ロシア・ツァーリの位とスウェーデン王位を維持できれば、ポーランド・リトアニアの同君連合をさらに多方向に拡げることになったのであるが、現実には、ロシアにおける正教、スウェーデンにおいてはルター派が、ポーランドの君主に対する抵抗を後押しした。
- ② 「大洪水」は本来スウェーデン軍の共和国侵攻を指すが、広義には一六四八年のコサック蜂起、それに乗じたモスクワ軍の侵入、さらにトランシルヴァニアのラコーツィの遠征までもが含められる（N. デイヴィスは一六四八―一六七七年のヌバンをみる。Davies, N., *God's Playground: A History of Poland*, V.1, New York, 1982, p.464.）
- ③ フメリニツキー蜂起を「ネイションの解放戦争」と呼ぶのは連時代の一九六〇年代に始まり、現在のウクライナでも支持されている。Plokhy, S., *Ukraine & Russia: Representations of the Past*, Toronto-Buffalo-London, 2008 (以下 *Ukraine & Russia* と略), pp.206-208. 「ウクライナ・ネイションの革命」(Скопиті, В.А., Степанков, В.С., Українська національна революція XVII ст. (1648-1676), Київ, 1999) あるいは「コサックの革命」(Сковченко, Н., *Нарис історії сєвєрної України та риньчолодєрної України, 2-е видання*, Київ,
- ④ 「廢墟」の専門研究では第一人者といえるヤコヴレヴァは、「廢墟」を「現象というより時代」として定義する。彼女によると、「廢墟」はヴィホフスキーの即位（一六五七年）にはじまり、北方戦争に加わったイヴァン・マゼッパの即位（一六八七年）で終わる。Сковченко, Т., *Гетьманщина в дзвіні подвигу: 50-х років XVII століття. Пручини і початок Руху*, Київ, 1998. 「セムパ」のロシアに対する敗北により、ウクライナの自治には漸次制限が加えられて終焉へ向かい（一七六四年にヘトマン制が撤廃され、八一年には行政区としての部隊制が廃止、八三年には軍事制度としての部隊制が廃止され、一七八五年にはコサック上層部がロシア帝国貴族に統合される）、ロシアの直轄地（ロシア帝国におおむね「小ロシア」と呼ばれた）となる。
- ⑤ ヴィホフスキーについては、次の史料集を参照。Бутч, І., Винсєну, В., Тєсенєко, І(ред.), *Універсали українських гетьманів*

- 602 *Ivona Vyzovskogo do Ivona Stojiloviča (1657-1687)*, Київ-Львів, 2004 (以下 *Універсали* 以下略), С.23-28; Яковлева, *op. cit.*, С.230-354.
- ⑨ ただし「ロシア帝国」・ソヴェエト時代を通じて「兄弟民族」とされたロシアとウクライナの友好を象徴するヘレヤスラフ協定に多大な関心が傾けられ、フメリニツキーの功績が強調されてきたことは、独立後のウクライナにおける歴史認識、偉大なネイション・ビルダーとしてのフメリニツキー観にも影響している。
- ⑩ Яковлева, *op. cit.*, Розділ 5; Казанарчук, J., *Войдиш Стітніччї, Wrocław*, 1988; Id., *Hadziacz 1658: Kolejna ugoda czy powa umia?, Warszawaskie Zeszyty Ukrainoznawcze*, 2, 1994 (以下 *Hadziacz 1658* 以下略); Id., *Netmana Jana Wychowskiego droga ku Rzeczypospolitej Trojga Narodów, Wydział Ukrainoznawczy*, 6, 2000; Слютин, В.А., Степанков, В.С., *Українська держава ідея: Проблема формування, еволюції, реалізації*, Київ, 1997 (以下 *Українська держава ідея* 以下略) に詳し。
- ⑪ 後続のハトマン、例えばヘーリー・フメリニツキーやハザロ・ネナリヤにしても同様で、特にハトマン・クロンヒンロはハトマン帝国（臣従構想）一六六九年のホルメンのラーマ）で知られる。Крыжун, М., *Мій вїїно і радюю: Коалицїю прїеобережної України в другїї половинї XVII- на початку XVIII столїття*, Київ, 2006, С.249-282.
- ⑫ 例えば、オーストリア領のブジノフスキーは、ウクライナで最初のネイション意識の発露であるハジャチ合意は「ヨーロッパの中で最も先進的であったと評する。コサックが三県に満足せず、さらに西方の諸県、すなわち「未回収地」にこだわったことについては、ネイション・ステイトの観点からみて、ドイツやイタリアなど西欧でも統合
- が遅れた諸国にウクライナが先んじていたことの証明と考えた。Буцковський, В., *Гадяцькі поштували і Гетьман Визовський (Анкет)*, Львів, 1907.
- ⑬ Липинський, В., *Україна на переході 1657-1659*, Відень, 1920; Грушевський, М.С., *Історія України-Руси*, Т.Х, Київ, 1936.
- ⑭ 記念祭典が国家行事とされ、ソヴェエト最高指導者がキエフを訪れて称えたヘレヤスラフ協定とは対照的な扱いであった。近年のヘレヤスラフ協定記念行事については、光吉淑江「ヨーロッパの「一員」か「隣人」か——ウクライナ・アイデンティティの歴史の変遷」平成十九年度北海道大学スラフ研究センター公開講座「拡大する東欧」で触れられている (<http://stc-h.slav.hokudai.ac.jp/kokai/2007/mitsuyoshi.pdf> 九頁)。
- ⑮ ウクライナ・ディアスポラの歴史家の間では「ハジャチ合意をめぐって、オキエヒンロ（府主教イタリオン）の否定的見解よりむしろヘレヤスラフ協定に代表される好意的評価が主流である。Опанко, І., *Українська церква за час Руйни (1657-1687)*, Вінніпер, 1956; Дорошенко, Д., *Нарис історії України*, Монхен, 1966; Id., *A Survey of Ukrainian History*, Вінніпер, 1975.
- ⑯ Горобель, В., *Гадяцька унія 1658 року: до 340-ліття підписання угоди, Історія України*, 1998, №38; Id., *Гадяцька угода 1658 року у контексті міжнародних відносин, Київська старовина*, 1999, №1.
- ⑰ Слютин, Степанков, *Українська держава ідея*.
- ⑱ Helleci, O., *Borderland of Western Civilization: A History of East Central Europe*, New York, 1952.
- ⑲ Koporczyński, W., *Dzięła Polskiej pomocy*, T.2, London, 1959.
- ⑳ Pritsak, O., *Concerning the Union of Hadziac, Harvard Ukrainian Studies*, v.2, n.1, 1978.

⑮ しかし、ハジャチ合意に対しては、より早い段階で（二十）数十年早く（世に出れば実現の可能性が高かった）つまり、遅すぎた（ハ）を指摘する声も多し。

⑯ Kaczmarek, Hadzacz 1658; Id., *Rzeczpospolita Trojga Narodow: Mity czy rzeczywistosc: Uglyda Hadzaczka- Torcia i praktyka*, Krakow, 2007.

⑰ Яковлева, *op. cit.*, C.305-320.

⑱ Drob, J.A., *Miedzy Rzeczpospolita, Rosja i Turcja. Kozacy i problem ziem Ukrainskich w Rzeczypospolitej*, Aleksiejczak, O. (red.), *Uglydy*

*polsko-ukrainskie w XVII wieku*, Krakow, 2002 (以下 *Uglydy polsko-ukrainskie* と略), s.14-29.

⑳ Plochy, S., *The Cossacks and Religion in Early Modern Ukraine*, Oxford-New York, 2001 (以下 *The Cossacks and Religion* と略).

㉑ 例として、Кампа, Т., Конфессіона проблема в Тапакській унії, Сохась, П. (ред.), *Годняцька унія 1658 року*, Київ, 2008 (以下 *Годняцька унія 1658 року* と略), C.128-147.

## 第二章 「ハジャチ合意」の成立——共和国とコサツク問題

### 一 「ハジャチ合意」まで——共和国、モスクワとの協定

一六四八年のコサツク蜂起が共和国軍を圧倒すると、共和国は、辺境地域で軍組織をベースとする独自の行政を敷くようになっていたウクライナのコサツク集団の問題を、もはや後回しにはできないことを知る。共和国が公認し、国防を担わせる代わりに俸給を支払う「登録コサツク」の制度では、肥大したコサツク集団を收拾することは不可能になっていた。<sup>⑳</sup> 周辺諸国との関係が悪化し、国内の治安とコサツクの軍事力を是が非でも確保したい共和国と、既成事実である自治の公認を要求するコサツクは、軍事衝突を収束させる度に和平協定を結び、コサツクによるウクライナ統治を体制化するため  
の妥協案を模索した。

「ズバラシの戦い」（一六四九年）では、コサツクが共和国軍の籠る城を陥落させる寸前に、同盟していたクリム・ハン国が単独で共和国と講和したため、コサツクも後に続かざるを得なくなつた。このときに結ばれたのは「ズボリフ合意」（同年八月）<sup>㉑</sup>である。ここでコサツクが共和国より取り付けた条件は、登録コサツク数を四万とすること、コサツク統治

の領域の確定(その領域はポーランド王国軍の管轄外となる)、コサツクの自由(直接的には領主に属さないことを意味するが、その他既得の諸権利をも含む)、共和国に対する蜂起参加者への恩赦、ユダヤ人によるアレンダや居住自体の禁止、全共和国での教会合同の廃絶、正教会キエフ府主教の元老院議席獲得、キエフ、ブラツラフ、チェルニゴフの三県における官職保有の正教徒への限定、さらにイエズス会のキエフ進出の禁止である。ただし旧来からの領主の権益は守られ、蜂起のさなかにはコサツクにより占拠された領地や資産は、元の持ち主に返却される。

この合意が実現される間もなく、再びクリムハン国と組んで共和国軍と対立したコサツクは、「ベレステチコの戦い」(一六五二年)で大敗を喫する。よってこの戦いを終結させる「ビーラー・ツェルクヴァ合意」(同年九月)においてコサツクの要求は、ズボリフ合意と比較して大きく後退せざるを得なかった。登録コサツク数は二万に減らされ、その居住地はキエフ県の、しかも王領地に限定され、中でもキエフ市内では最小限に抑えられる(具体数は示されていない)。正教会の資産は維持されるが、高位聖職者の国制上の地位は要求されず、コサツクが追放を求めていたユダヤ人による土地管理は旧来どおりと認められた。

共和国と対峙するにあたり、コサツクは同盟者を必要としたが、クリムハン国と長期的な関係を維持することは難しく、その他のオスマン帝国の保護国との協力関係を築こうと試みるも、ことごとく成功しなかった。安定した同盟関係を求め、フメリニツキーは宗派を同じくするモスクワ大公国に活路を見出し、ウクライナ自治を条件にツァーリへの臣従を申し出た。これがペレヤスラフ協定として歴史に残る出来事である。ペレヤスラフ協定の原本とみられる文書「三月条項」に関しては、後にハジャチ合意との比較において取り上げたい。

次節では、コサツクと共和国との関係に立ち戻り、本題であるハジャチ合意の成立過程をみていく。

## 二 「ハジャチ合意」の成立へ

フメリニツキーは晩年、ペレヤスラフ協定によるモスクワを頼みとしたウクライナ独立の有効性に疑問を抱き、別の道を模索していた。おりしもスウェーデンが共和国に軍事干渉するなか、共和国にとつてコサツクの軍事力を確保することが切実となつていたことは、ウクライナ側の要求を共和国に提示するに好都合であつた。フメリニツキーはチヒリン（ヘトマン政権の実質上の所在地）でヴォルリン城代カジミエシユ・スタニスワフ・ビエニエフスキと会見し、さらにポーランド国王ヤン二世カジミエシユとの交渉準備に入つていた。フメリニツキーは一六五七年に病没し、共和国との交渉は後継のヴィホフスキーに委ねられた。

フメリニツキーの書記官であつたヴィホフスキーは、フメリニツキー没後、後継者と目された子のユーリーが成人するまでのあいだ、暫定的にヘトマン職に就く。しかし不安定な内外情勢を危ぶむコサツク上層部の声は、ヴィホフスキーの本来暫定的な立場を一転させ、彼はユーリー・フメリニツキーに代わるべき首長と認められる。

ヴィホフスキーは、モスクワとの関係は絶たぬまま、<sup>④</sup>しかしモスクワの影響力を退ける意向で、配下のパヴロ・テテリヤやユーリー・ネミリチを参謀に、共和国との交渉に入る。しかしヴィホフスキー統治の初期から既に、ザポロージェのアタマン（長）であつたヤコフ・バラバシとポルタヴァ部隊の隊長マルテイン・プシカリを中心とする親モスクワ勢力との間には亀裂があり、共和国との交渉はコサツク全体から支持されていとはいえない。ハジャチ合意へ向けての準備が行われているさなかにも、モスクワ軍はウクライナを度々侵犯し、下層コサツクを中心に支持を集めていた。一方、スウェーデンとの停戦にこぎつけた共和国がコサツクとモスクワの同盟を恐れてコサツクとの交渉に積極的に取り組み始めたことは、ヴィホフスキー政権が権力基盤を固める好機であつた。一六五八年、コサツクはかつてなく有利な立場で共和国に対する要求を提示することになる。<sup>⑤</sup>

ハジャチでの合意に先立ち、この年の初夏、メジリチの地でテテリヤが代表となって共和国との交渉が行われた。居合わせたボズナン知事ヤン・レシチンスキの回想に依拠すると、メジリチで既に、蜂起参加者への恩赦、正教会の権限の確認、正教会主教への元老院議席の付与、正教徒都市民とカトリック都市民とが対等であること、コサツクの特権維持、キエフに大学(アカデミー)を設けること、ヘトマン選出法などの内容がコサツクの側から提案されていたもようである。<sup>⑩</sup>

ハジャチで合意が成立したのは九月十六日のことである。合意の文書は、ネミリチを中心にコサツク側が原案を準備し、これに共和国側のビエニエフスキとスモレンスク城代カジミエシュ・ルドヴィク・イエヴワシエフスキが修正要求を出しながら、完成へと至った。これが改訂を経て一六五九年五月二十二日に共和国の議会で批准された。<sup>⑪</sup> 議会で批准されたものは現存し複数の刊行史料集に収録されているが、原案は現存しない。失われた原案の内容を推測、再構築し、議会批准に至るまでの経緯を説明しているのがヤコヴレヴァである。ヤコヴレヴァは、ハジャチ合意の同時代人であるフィリモノヴィチ、ルダフスキ、ミハロフスキ、トファルドフスキ、イエルリチ、コホフスキらによる要約や歴史叙述、年代記叙述を元に、原案の内容を推測している。<sup>⑫</sup>

次節では、議会批准版に依拠し、ヤコヴレヴァの指摘する原案との相違に触れながら、ハジャチ合意の詳細に立ち入ってみたい。<sup>⑬</sup>

### 三 「ハジャチ合意」の内容

ハジャチ合意は、先立つズボリフ合意やビーラー・ツェルクヴァ合意に比較して、より詳細かつ具体的で、分量だけを見てもかなり増幅されたものになっている。<sup>⑭</sup>

冒頭では、ハジャチでの合意に携わった当事者の名が上げられる。すなわち、共和国の代表である(議会の中から国王が委員として任命、全権を委任した)ビエニエフスキ、イエヴワシエフスキと、コサツクを代表するヴィホフスキー並びに全

ザポロージェ軍である。以下、次のような文が続く。「ザポロージェ・コサックが自らの身を守る行為に出た（共和国に対する蜂起のこと）のは、好んでのことではなく、様々な窮状故にやむなく」と釈明がなされる。それに対し「われらが慈悲深い君主、国王陛下は、起こったこと全てを父の心でもって赦し、我々を統一へと呼びかける」のである。この和平は恒久に続くものと期待されている。

この後、具体的な和平の条件、すなわちコサックの共和国への帰順の条件が、七つの項目に分け述べられていく。重要な議題は複数項目に渡って取り上げられている。以下では項目順に、その内容を一覧することにした。

ハジャチ合意において重きを置かれ、最優先で取り上げられるのは、正教会の問題である。ズボリフ合意、ピーラー・ツェルクヴァ合意においても取り上げてはいるものの、ともに、コサック自治の問題のあとにわずかに触れられているに過ぎない。ハジャチ合意では、冒頭から取り上げられるのみならず、その内容もより多岐にわたり、文章全体に占める比重が大きいのが特徴である。従来、共和国における正教会は、ルテニア最大の教会でありながらカトリック教会のような政治的特権を持たず、さらにプレスト教会合同以降の合同教会との分裂・対立は、ルテニアの人々が共和国に抱く不満のひとつであった<sup>⑩</sup>。

ハジャチ合意の第一項目によると、正教会は、ルテニアの言語圏内（ルシのことが話される地）での特権と礼拝を保証され、教会・修道院の建物の建造・修復の権利、古来からの資産を保持する権利を持つ。第一項目が正教会に保証するこれらは、ローマ・カトリックや合同教会、もしくはカトリック領主からの圧力で脅かされていたものである。

宗派に関する記述は第一項目に限らず複数の項目に現れているが、ハジャチ合意の教会合同に対する立場は一貫して否定的である。ルテニア公国において公認されるのはローマ・カトリックと正教のみである。いかなる聖俗の有力者も、合同教会の施設を建立することは出来ず、王領・私領を問わず、合同教会は資産を持つことができない。ズボリフ合意では教会合同の全廃が、またヤコヴレヴァの推測するハジャチ合意の原案においても全廃が求められているのだが、議会で批

准された文書では明言されていない。合同教会の聖職録と資産の正教会への返還要求も、やはり交渉の過程で撤回された。ローマ・カトリック教会の特権的立場は変わらないが、世俗のカトリック領主は、正教会聖職者に対する司法権を失うことになる。正教会キエフ府主教とルツク、リヴィウ、プシエミシル、ヘウム、ムスチスラフの各主教は、席次こそ各々対応するカトリック司教に次ぐものの、元老院に議席を持つ。ルテニアでの正教会の優位を確保するため、世俗の任官にも制限が加えられる。キエフ県では、元老院身分の官職には、正教貴族のみが就任することが出来る。ブラツラフ県とチエルニゴフ県においては、正教貴族とローマ・カトリック貴族が交代で就任する。原案ではキエフ県のみならず全三県で官職を正教徒が専有することが要求されていたが、撤回されている。三県に共通して、官職保有は地元出身者に限られる。都市においても、正教徒とローマ・カトリックはともに自由で対等とされる。すなわち、市参事会が正教徒都市民にも開かれる。

正教の教育機関の最高峰、キエフのコレギウム(府主教ベトロ・モヒラの名を冠して知られる)は大学(アカデミー)に昇格し、クラクフ大学とは同格となる。これにより、ポーランド王国のクラクフ大学、リトアニア大公国のヴィルノ(ヴィルニウス)大学と並び、ルテニア公国も大学を擁することになるが、正教の教育機関が大学に認定されることの意義は大きい。さらにこの項目は、ルテニアがもう一つ別の大学を設立することが出来ると定めている。但し両大学とも、セクト(プロテスタント系諸派を指す)の教員・学生を採らないことを条件づけられる。競合相手となるであろうイエズス会等の教育機関は、両大学の所在地からは撤退する。これに関連し、原案ではローマ・カトリック司教のキエフからの撤退が要求されていたが、取り下げられた。初等・中等教育機関や出版社は、「王の威厳を辱めることなく」また「国王陛下を文書で中傷しない」との条件で、自由に設立・運営できる。

以上のように、第一項で正教会の諸特権が確認された後、第二項目以降ではコサツクの権利が主張される。蜂起に参加した者に対する恩赦が下されるが、それとひきかえに、蜂起によりコサツクが獲得していた土地や資産は返されねばなら

ない。すなわち目指されるところは、フメリニツキーの蜂起以前の状態への回帰といえるのではないだろうか。

これによりポーランド領土の支配が復活するものの、ルテニアは固有の国家の枠組みを得てポーランド王国、リトアニア大公国とともに共和国の構成国となる。そして、旧来の在地貴族に加え、新たにコサツクの上層部が共和国の貴族——「国民natsd」——として、宗派の相違によらず、議会参加・裁判権・君主選挙権の点で対等となる。

第三項目では、コサツク登録について述べられる。登録数は三万名とされ、登録を担当するのはヘトマンである。コサツク側の原案では当初六万名であった。ヘトマンはまた、傭兵を一万名まで擁することができ、登録コサツク・傭兵ともに、税金でまかなわれる。コサツクの駐屯地は、キエフ、ブラツラフ、チェルニゴフ三県のほかに、蜂起前から常駐していた場所までもが認められる。コサツクは自由と慣習を保ち、王領地の借地人・管理人による徴税を免除されるばかりか、賦役義務も免除される。免税と賦役義務免除はともに貴族の特権といえるものであり、コサツクが共和国の身分序列において農民より上位に、すなわち特権身分として位置づけられると解釈できるのではないだろうか。さらに、ヘトマンが国王に推薦するコサツク（各部隊から百名ずつ）<sup>⑩</sup>は、貴族身分に叙される。ルテニア公国の領域と定められたキエフ、ブラツラフ、チェルニゴフ三県には、ポーランド王国・リトアニア大公国の軍が入ることはできない。非常時に王国軍が入らざるを得ない場合には、王国軍司令官ではなくコサツクのヘトマンが総指揮をとる。<sup>⑪</sup>

第四項目では、ヘトマンの職が終身制で、三県の主席元老院議員であること、そしてヘトマンの選出について、三県の諸身分が選出した四名の中から国王が指名して決まることが定められる。<sup>⑫</sup>また、キエフに造幣局が設けられ、貨幣には等価の金属が用いられ、国王の顔が刻印される。

この項目ではまた、三国民の敵は共通の敵であるという文言が記され、対モスクワ戦の可能性やコサツクの黒海航行問題について若干の記述がある。コサツクによる黒海経由でのオスマン帝国領侵犯は、共和国とオスマン帝国との外交問題であった。

さらに、コサツクが占拠している動産・不動産のかつての所有者への返還・補償について述べられる。これは、コサツク蜂起により一旦追われた領主(貴族及びカトリック教会)がルテニアにおける支配的地位に復帰する大前提である。

第五項目は、コサツクの採るべき外交上の指針について簡単に記述する。ポーランド国王に臣従するコサツクは、クリミアやモスクワと友好的関係を築くべきであるが、かといって他の君主の保護下には入らない。ヘトマンは、他国の使節を受け入れる権限は持たず、訪れた使節は国王の元に送られねばならない。

第六項目は、ローマ・カトリック聖職者を含む全ての旧領主の、コサツク蜂起以前の領地への安全な帰還を保証する。その帰還は、国王とヘトマンの布告によって保障される。この項目ではまた、各種係争が三県に固有の大法院で処理されることを定める。

第七項目は、ルテニアの国民が、自由で対等な立場で共和国に復帰し、元老院身分である各官職の人選を担うとする。ここで再度、正教会に関する記述が現れる。ルシ、キエフ、ヴォルイン、ポドレ、ブラツラフ、チェルニゴフ諸県の正教会の全聖職者が、ルテニア公国の行政の管理下に置かれる<sup>②</sup>。すなわち、世俗の行政区としてはキエフ、ブラツラフ、チェルニゴフの三県に限定されるが、正教会に関しては、ルテニア公国はその国境を越えて影響力を及ぼすことができるのである。

末尾では、王領地裁判権の問題への言及、そしてモスクワと共和国が条約締結に至った場合にもこの諸条項が不可侵であるとの断りがある。最後に、合意の文書は聖俗の元老院議員・代議員の代表から誓約を得た上、次期開催の議会にてルテニア公国ヘトマンの使節列席のもと確認されるという、議会批准までの手順に触れて、文書は締めくくられる。

#### 四 「ルテニア公国」

この合意の際立った特徴となっているのは、それ以前にはなかった「三国民の共和国」の概念である。「両(二)国民



17世紀半ばの共和国

(P. R. Magocsi, *Ukraine, A Historical Atlas*, Toronto-Buffalo-London, 1985, p.10 の地図を参考に作成)

の共和国」と呼ばれることもあるルブリン合同以降のポーランド王国とリトアニア大公国の連邦を、ポーランド、リトアニア、ルテニア三国の連邦へ再編成する構想である。それまでは独自の行政区域ではなかったルテニアが、ポーランド王国、リトアニア大公国と同格・対等のルテニア公国として共和国の構成要素となることが、明確に示されている。この際に、ルテニア公国はポーランドの貴族共和制に則った政体を持つものとされるが、コサツクにも開かれたものとなる。スタルシチナ（長老部）と呼ばれたコサツク上層部が貴族位に叙され、他のコサツクも貴族に準ずる特権を享受できる。また、ルテニア公国はヘトマン制等、コサツク独自の行政組織も取り込んだものとして構想される。

ルテニア公国の地理的範囲についても一考する必要がある。ハジャチ合意の掲げるルテニア公国は、キエフ、ブラツラフ、チェルニゴフの三県である。しかし交渉の過程では、より西部のヴォルイン、ルシ、ポドレ三県もがルテニア公国に含まれるように

と、コサツク側は期待していた。<sup>②</sup>一旦、ルテニア公国を三県とすることで合意が達成された後にも、コサツクからヴォオルイン、ルシ、ポドレに対する要望は絶えず、議会にも要求が提出されているが、受け入れられなかった。実際のところこれら三県には、コサツクが進軍することこそあれ、コサツクの行政は遠く及ばなかった。ルテニア公国がルテニア・ネイシヨンの国家ではなくコサツク国家であるとすれば、その領域はキエフ、ブラツラフ、チエルニゴフ三県のみというのが実態には即している。

このように、ルテニア公国は地理的にルテニアの全領域を包含しなかったが、社会階層の点でも同様に限定的であった。すなわち、ルテニア国民として共和国旧来の特権的な諸身分に統合されるのは、貴族身分を賦与されるコサツク上層部と、高位聖職者が元老院議席を獲得する正教会である。貴族身分に叙されないコサツクは貴族に準ずる諸特権(税や賦役の免除)を認められるものの、議会への参加権は持たず、政治的ネイシヨンとしての国民には含まれない。また都市民は宗派によらず対等とされることから、都市行政において正教徒都市民はカトリックと並ぶ市民となるが、共和国レヴエルでの国民ではない。一般コサツクと都市民は貴族と農民の中間的な位置づけを与えられたのだといえよう。ポーランド国民・リトアニア国民と比肩する第三のネイシヨンたるルテニア国民は宗派・エスニシティを問わず貴族身分に限定されたが、これは共和国全体の身分秩序に適う形であった。コサツク国家が「貴族の共和国」に取り込まれるにあたり、コサツクの自治・特権と国家の枠組みを得るには、共和国の身分構造への適合と、ウクライナへのポーランド領主の回帰が交換条件となったのである。この点ではハジャチ合意には、フメリニツキー蜂起により引き起こされた変化の一部を白紙に戻す側面が伴う。

結局のところルテニア公国は、本稿でルテニアと呼ぶ全地域を包摂することではなく、国民に含まれるのも特定の社会階層であった。しかし宗教上の影響力に関しては、この限られたルテニア公国を大きく超え、より広いルテニア、すなわち共和国の正教圏全域が想定されている点で際立っている。

元老院議席を得る正教主教の管轄域は、ルテニア公国の地理的範囲にとどまらず、「ルテニア公国」に組み込むことができなかつた残りの三県（ヴォルリン、ルシ、ポドレ）のみならず、ポーランド王国領のさらにベウス県とリトアニア大公国領ムススラフ県にまで及び、これらの地の聖職祿もルテニア公国の行政管理下に入る。この点は、それまでの和平や協定においては為し得なかつた、目覚しい成果といえる。また官職を特定宗派に限定することは共和国においては画期的な企てであり、元老院の聖職者議席がローマ・カトリック以外の教会ヒエラルヒーに開かれる可能性を議会が承認することも未曾有であつた。ハジャチ合意は正教会をルテニア公国においてローマ・カトリックと並ぶ体制教会とする。この点でルテニア公国にはポーランド王国ともリトアニア大公国とも異なる、地域の実情に即した特別待遇が用意されたといえる。一方、合同教会とプロテスタント諸派はルテニア公国において非体制的な教会となるが、この点は共和国の他地域と同様である。

##### 五 起草者ユーリー・ネミリチ

本節では、ハジャチ合意の起草者の一人、ネミリチを取り上げる。前節で検討したルテニア公国の概念は、ネミリチに拠るところが大きいとされる。<sup>⑤</sup>ハジャチ合意に関わつたコサツク側の中心的人物のうち他の二名——ヴィホフスキーとテリヤ——は、ハジャチ以前の対ポーランド交渉にも参加している。ヴィホフスキーはズボリフ合意とペレヤスラフ協定、テリヤはペレヤスラフ協定とメジリチでの会合に関与しているのだが、それらにルテニア公国の理念は現れていない。このことも、ハジャチ合意で初出するルテニア固有の国家の理念がハジャチ合意の直前にコサツクに合流したネミリチに帰されることを裏付けている。

一世紀昔のルプリン合同にそのモデルを求められるハジャチの合同構想であるが、同時に、イデオログの役割を果たしたネミリチを介し同時代の西欧の動向に触発されたという面がある。ネミリチの生涯はユニークである一方、同時代の

共和国の富裕な貴族によく見られる経歴(西欧留学、改宗)を踏襲しているともいえる。<sup>②⑦</sup>

ネミリチは、反三位一体派(アリウス派、ソツツイーニ派、ポーランド兄弟団とも呼ばれる)に属するルテニア貴族の家系に生まれた。共和国の同宗派の学校に学んだ後、一六三〇年に西欧留学に旅立つ。彼はライデンに学び、一六三二—一六三三年にはフランス、イングランド、イタリア、スイスを歴訪、遊学する。彼が西欧で執筆した論文では、モスクワ大公国と共和国の国制・地政学的見地からの比較が試みられている。<sup>②⑧</sup>

一六三四年に帰国したネミリチは、翌年から共和国での職歴を開始し、ルブリンの法廷で裁判官を務めた後、代議員となる。ネミリチの活動において目覚ましいのはカトリックに対するプロテスタントの擁護であった。カトリック対抗改革が成果をあらわし共和国の再カトリック化が強まると、プロテスタント諸派は共和国で周縁的な位置に追いやられた。とりわけネミリチの属した反三位一体派は急進的セクトとして共和国での存続自体が脅かされていたのである。<sup>②⑨</sup>

一六四八年のコサツク蜂起は、最初のうちネミリチには全く関するところのないものであった。そればかりか、コサツクに所領の大部分を奪われたネミリチは、ヴォルインでの避難生活を余儀なくされた。<sup>③①</sup>ネミリチがコサツク勢力のもとで活動を始めたのは、一六五七年、共和国からの反三位一体派追放が決定された頃である。同時代の共和国にあつて最高水準の学識により、ネミリチはコサツクの間で重く用いられるようになった。ハジャチ合意の際には、表向きは正教に改宗している。<sup>③②</sup>

ネミリチのコサツクへの接近については、所領回復という物質的動機に基づく点も否めないが、ハジャチ合意には自身の政治的信念あるいは西欧で培われた見識に基づく国家観が注ぎ込まれたであろう。同時代の西欧の動向に通じたネミリチは、ウエストフアリア体制下での西欧世界の再編、オランダやスイスといった新国家の独立、またそういった趨勢において宗派的要因が占める比重を意識していた。<sup>③③</sup>それはネミリチと接した同時代人の証言にも現れている。レシチンスキは王国軍野戦司令官イエジ・ルボミルススキに宛てた書簡で次のように記した。「コサツクたちはキメラか夢物語を話している。彼

## 六 「ハジャチ合意」以降

らがあたかもオランダやスイスのごとくなくなるかのように。(コサツクは)孤立無援の場所にいるというのにも関わらず<sup>③</sup>。

ハジャチ合意は翌五九年の五月に共和国の議会で批准されたが、モスクワの介入がヴィホフスキーのウクライナでの支持盤を脅かし、ヴィホフスキーによるバラバシ、プシカリら親モスクワ派に対する厳しい弾圧も反感を煽った。そもそもコサツクの大半にポーランドを嫌う空気があり、ポーランド貴族のウクライナ帰還を容認するハジャチ合意は不評を買った。モスクワを背後にドニエプル左岸のスタルシチナを中心とする反ヴィホフスキー勢力が増すが、共和国はヴィホフスキーの要請した援軍を送らなかった。まもなく共和国とモスクワが再び開戦すると、モスクワ軍の影響力行使によりヴィホフスキーはヘトマンの地位を追われる。次期ヘトマンとなったのはユーリー・フメリニツキーであった。ポーランドに逃れたヴィホフスキーであったが、のちに、オスマン帝国と通じた科で銃殺される。ルテニア公国の理念はヴィホフスキーのヘトマン廃位とともに潰え、その提唱者ネミリチもまた、親モスクワ派コサツクによる惨殺という最期を迎えた。

ハジャチ合意が不履行に終わった後のコサツク・モスクワ関係の青写真となったのは、五九年に流通した「ベレヤスラフ協定」の偽文書であった<sup>④</sup>。そこでは、「三月条項」の各項目に修正がほどこされた上で、新たにウクライナの自治を制限する十四の項目が加えられており、ウクライナの求めていた主権は認められていない<sup>⑤</sup>。この刷新(ウクライナにとっては改悪)されたベレヤスラフ協定(「第二ベレヤスラフ協定」)に対する現地の反発は、新しいヘトマン、ユーリー・フメリニツキーを再び共和国にゆり戻した。

一六六〇年の、共和国との再度の和平協定である「チュドニフ合意」(共和国議会での批准は翌年<sup>⑥</sup>)は、コサツクがハジャチ合意に回帰する意思の表れであった。ハジャチ合意の主要な条件が共和国に認められたものの、ポーランド、リトニアと対等なルテニアという国家理念はもはや受け入れられなかった<sup>⑦</sup>。このチュドニフ合意をめぐっては当時のウクライナ

内部でも意見が対立し、六七年に共和国とモスクワがウクライナをドニエプル川の東西で分け合うことに合意した「アンドルソヴォ協定」に至る前に、既にウクライナは東西分裂状態に陥っていたといえるのである。

- ① ポーランド貴族(ポーランド化した土着貴族を含む)の大土地支配、植民、さらに彼らが導き入れたユダヤ人による土地管理は、農民の不満を鬱積させ、それがコサック蜂起の支持基盤となった。さらに在地の中小貴族のなかにもコサック集団に身を投じた者があつた。フメリニツキー、ヴィホフスキーといった歴代のヘトマンをはじめ、コサック・エリートにはシユラフタ家系出身者が数多い。
- ② 共和国は登録コサック数を漸次的に増やし、一六三〇年にはその数を八千名としていたが、十分ではなかった。コサック社会において登録コサックが占めていたのは一部に過ぎない。登録コサックとその他コサックに関しては、日本語では次の論文に詳しい。栗原典子「ウクライナの登録コサック制度——ウクライナコサックの集団意識によせ」『スラヴ文化研究』第一巻(二〇〇一年)。
- ③ *Gedy polsko-ukrainskie*, s.38-40.
- ④ アレンダとは、領主から土地・施設の運用を請負うことである。ポーランド貴族のルテニア進出の結果、ルテニアは近世の共和国の中でもユダヤ人の比率が高い地域となった。山田朋子「ポーランドの貴族の町——農民解放前の都市と農村、ユダヤ人」刀水書房(二〇〇七年)、四八頁。
- ⑤ *Ugody polsko-ukrainskie*, s.42-47.
- ⑥ 例えば、フメリニツキーの長子(ユーリーの兄)ティモフィイはモルドヴァ公の娘を娶ったが、一六五三年にスチャールヴァで殺害されてしまった。
- ⑦ ベレヤスラフ協定をめぐる諸議論については以下を参照。Plochy, *Ukraine & Russia*, Chapter 6, 11; Миряев, А.И., Пенников, В.Ф., Флора, В.Н. (ред.), *Россия-Украина: История взаимоотношений*, Москва, 1997.
- ⑧ 共和国からアブローチがあつたことすらも、モスクワに書き送っている。ヴィホフスキーとモスクワとの関わりは、フメリニツキーの元で書記官を務めていた時期に始まる。Наржини, С., "Московская служба" Янана Витовського, *Зовини Наукового Товариства ім. Шевченка*, Т.146, 1928, С.117-139.
- ⑨ *Універсал*, С.9-10.
- ⑩ Яковлева, *op. cit.*, С.312-313. メボリフ合意がこれらの要求の原型であることが明白である。
- ⑪ 多くの議員はハジャチ合意の諸条件に難色を示したが、レシチンスキ、王妃ルドヴィカ・マリアら有力な支持者が「コサックの軍事的な確保」「失われた領地の回復」の二点を強く訴え、最終的に議会の賛同を得た。Кропів, П., Корона шкврт І Папалка унія, *Годичка унія 1658 року*, С.148-176.
- ⑫ Яковлева, *op. cit.*, С.307-320. また、現存しない、或いは現在所在不明の史料を参照した十九世紀の複数の歴史家による引用と注釈も、ヤコヴレヴァの原案復元作業に利用されている。ヤコヴレヴァによれば、ハジャチ合意はメジリチでの交渉を起点に、少なくとも五段階を経て、議会批准版に至った。メジリチでの交渉で既に、半分近く項目が出揃っていた。それが、フィリモノヴィチ、ルダフスキ、ミハロフスキの要約・引用では新たに「ルテニア公国」の概念とともに、いくつかの項目が加わっている。コホフスキの歴史書中の言及では、さらに、ルテニア公国の議会や法廷についての記載が、また、チャル

トルイスキ博物館所蔵の手稿のひとつにも、他の文書とは異なる特徴があるという。これらの発見を元にヤコヴレヴァがハジヤチ合意の諸版の対比表を作成している (Яковлева, *op. cit.*, C.428-433)。

⑬ 本稿で参照する議会批准版 (オリジナルはチャルトルイスキ博物館に所蔵。ポーランド語) は以下の史料集に収録されたものである。

*Ugody polsko-lytvaynskie*, s.48-63; *Univerzium*, C.33-46.

⑭ *Ugody polsko-lytvaynskie* にはオリジナルのファクシミリ版が所収されているが、それを参考に比較すると、ズボリフ合意が手稿三枚、ビーラー・ツェルクヴァ合意が五枚であるのに対し、ハジヤチ合意は十三枚に及ぶ (文字の大きさが異なるため厳密な比較ではないが、差は明白である)。

⑮ ( ) 内は引用者の補遺 (以下同じ)。「様々な窮状故にやむなく (原語では *przycisnione gółmeni oprzesiani*)」は「ポーランド領主の過酷な支配に耐えかねて」と解釈である。或いは「これを「モスクワに押されて」と解釈する研究者もある。Обушнин, М., Гарацький доповідь у контексті українського державотворення (до 350-річчя Гадяцької унії), *Українознавство* 2008; *Календар-Щорічник*, C.123.

⑯ コサックは元来、特定の宗派的アイデンティティとは関連を持たなかったが、十七世紀半には、共和国との対立関係において正教会の擁護者を標榜するようになった。コサックと正教会の関わりについては Plochy, *The Cossacks and Religion* に詳し。

⑰ 実際には、一六六一年にリヴィウのイエズス会コレギウムが大学に昇格され、ルテナアで最初の大学となった。

⑱ 徴税業務は、貴族の配下のユダヤ人が担っていた。ユダヤ人は、フメリニツキーの蜂起の際に大量に殺害されている。

⑲ 当時のコサックの部隊 (Рот) は行政組織を兼ね、一六五一年にそ

の数は十七を数えた。すなわち最大で千七百名が貴族に叙されるといふ計算になる。

⑳ ポーランド王国とリトアニア大公国には、ヘトマンと呼ばれる軍司令官が各一名 (大ヘトマン *hetman wielki* と野戦ヘトマン *hetman polny*) 置かれていたが、ルテナア公国のヘトマンの位置づけは、両国のヘトマン制度の適用というより、むしろコサック独自の体制の延長線上にある。さらに両国の四つのヘトマン職は元老院役職ではないが、ルテナアのヘトマンは元老院議員である。

㉑ 四名の候補者の中から国王が指名するのは、プレスト教会合同の規定するキエフ府主教の選出手続きに似る。

㉒ 当時、正教会の聖職者は国王や世俗有力者の指名で任命されるのが一般的であった。

㉓ Слюпін, Степанков, *Українська державна ідея*, С.113; Яковлева, *op. cit.*, C.428-433.

㉔ Бузичовський, *op. cit.*, C.14-15.

㉕ リトアニア大公国領ムスチスラフ県は本来ポロツク教区に属したが、当該の主教座が合同教会となっていたため、当地の正教会の資産・聖職録等はポーランド王国領のキエフ府主教の管轄下 (一六三二年に新設されたムスチスラフ主教座) にあるとみなされた。

㉖ Kot, S., *Język Niemcewicz w 300-lecie Ugody Hadiackiej*, *Paruz*, 1960, s.7; Kamiński, A., *The Cossack Experiment in Slachta Democracy in the Polish-Lithuanian Commonwealth: The Hadiach (Hadiacz) Union, Harvard Ukrainian Studies*, v.1, No.2, 1977, pp.178-197; Яковлева, *op. cit.*, C.313. 他にも多くの研究者により、ルテナア公国の概念はネミリチに帰される。その見解に対し異論は出ていない。

㉗ ネミリチの生涯については Koc の前掲書に詳しい。また以下の研究では、ウクライナのプロテスタントイズムという文脈においてネミ

リチに言及がある。Williams, G. H., Protestants in the Ukraine during the Period of the Polish-Lithuanian Commonwealth, *Harvard Ukrainian Studies*, vol.2, 1978, pp.202-203; Соколовский, О. Л., Миссе антитринитаризму в сущийно-політичному житті шляхти України XVII-XVIIІ ст., *Українська політична, вип. 6*, 2009, С.16-29.

⑳ オランダで復刻版が出版されている。Georgii Nemtucz, *Discursus de bello moscovico anni 1632*, 1974.

㉑ ラクフにあったネミリチの母校は、一六三八年に閉鎖を余儀なくされた。ネミリチ本人も、一六四一年にキエフ県大蔵官に就任するものの、異端的セクトへの帰属ゆえ、実力相応に元老院議員の地位にまで昇り詰めることはできなかった。

㉒ 一六五五年には、共和国に攻め入ったスウェーデン軍に身を投じ、共和国に高まる反プロテスタント感情を逆撫でする。

㉓ 著書 *Skrybi* (現存しないが、これに対する一六九二年の S・ペンブコフスキの返答から内容が推測されている。返答は以下に公刊。Kot, *op. cit.*, s.59-63) において他の在ルテナ・プロテスタントに対しても正教改宗を呼びかけているが、政治的動機からの改宗であろう。ネミリチはルテナ公国大法官の候補であった。

㉔ ネミリチはオランダやスイス型の連邦共和制の共和国での実現を目指していたと考えられている。Соколовский, *op. cit.*, С.23-28.

㉕ Kubala, L., *Wojny dawskie i pokoj olivski 1637-1660*, przedm. Finkel, L., Poznań, 2005, s.544-545.

㉖ 共和国がコサツクとの合意を破ることは常套手段となっており、その信用は失墜していた。Kasparczyk, *Handzisz* 1658, s.35.

㉗ モスクワの軍司令官トウルヘンソイの命令でキエフのハチェルスキー修道院の印刷施設で刷られ、コサツクの各部隊に配布されたであろう。この「第二ブレヤスラフ協定」成立過程に関しては、Яковлева,

*op. cit.*, С.344-350 に詳しい。原文は以下の史料集に収録。Акты, относящиеся къ истории Южной и Западной России, Собранные и изданные Археологическою комиссією (Заг. Акты ЮЗ-и Заг.), Т.4, С-Петербургъ, 1863 (Reprinted, The Hague-Paris, 1970), No.115, С.265-269.

㉘ コサツクは外交の権利を失い、ウクライナの全主要都市にはモスクワから派遣された軍指揮官と守備兵が駐屯する(三月条項では、キエフのみ駐屯する)。ヘトマンの自由選挙の慣習は廃され、ヘトマンは隊長任命権を剝奪され、全上級人事がモスクワに掌握されることとなる。キエフ府主教座は、モスクワ総主教座の低位組織となる。

㉙ *Univerzali*, С.125-129 に収録(ポーランド語)。新たに七項目(モスクワやクリム・ハン国との関係に関する項目五つと、捕囚の状態にあるポーランド貴族に関する項目二つ)を加えた上でハジャチ合意を承認するが、ルテナ公国とザポロージェ軍の自由については、「必要性は少ない」「恒久的平和には真誠しない」として排除の対象とされている。

㉚ ただしチュフリブは、ルテナ公国というタイトルが消えたことと、三国から成る連邦の構想が失われたことを同一視していない。Чухиб, Т.В., Гайдацька угода 1658 р. та ідея її відновлення в українсько-польських стосунках другої половини XVII ст., *Український Історичний Журнал*, 2008, No.3, с.53-4. 後 S・ペンブコフスキは、オスマン帝国臣従に傾く前、ハジャチ合意の再現を望み共和国に働きかけたが、受け入れられなかった。Мишик, Ю., Проблема учія в дипломатичних інструментів гетьманів України до Уряду Речі Посполитої (середина-друга половина XVII ст.), *Исторические Записки Українознавства*, 4-5, 1997, s.92-104.

### 第三章 比較の視点でみる「ハジャチ合意」

ハジャチ合意でルテニアが獲得するのは、連邦国家である共和国の一構成国の地位であった。

本章では、近世複合国家<sup>①</sup>としての共和国が成り立つ基盤であった「合同」というコンテクストにハジャチ合意を連ね、他の「合同」——ポーランド・リトアニアの「ルブリン合同」とカトリックと正教の「ブレスト教会合同」——と比較し考察することでその特徴を浮かび上がらせたい。さらにモスクワへの臣従表明であるペレヤスラフ協定（「三月条項」）とも比較することで、ハジャチ合意がコサツクに認めた自治の特徴が同時代の文脈でより明確になるであろう。

#### 一 「ルブリン合同」との比較

ハジャチ合意の当事者たちの念頭にあったのは、なによりも第一に、ポーランド王国とリトアニア大公国との関係を王朝連合から制度的合同へ発展させたルブリン合同であろう。ハレツキはハジャチ合意のことを「ルブリン合同の幸福な完成」と呼んだ<sup>②</sup>。事実、ハジャチ合意が掲げる、対等な三つのネイション、ポーランド王国、リトアニア大公国、ルテニア公国から成る共和国の発想は、ルブリン合同以来の、ポーランド王国とリトアニア大公国の二つのネイションからなる「両国民の共和国」の修正あるいは応用、いわば拡大適用とみなすことが出来る。

それではハジャチ合意は、ルブリン合同の *dualism* がそのまま *trialism*<sup>③</sup> に転じたものかという点、ルブリン合同とハジャチ合意とは、いくつが重要な相違点が指摘できるのである。

第一に、ルブリン合同が、既存の国家と国家の合同であったのに対し、ハジャチ合意には、新たな国家の創設を宣言する側面がある。

第二に、ルブリン合同とハジャチ合意はその成立の過程に大きな相違がみられる。ルブリン合同がポーランド王国とリ

トアニア大公国の広範囲な貴族の合意であったのに対し、ハジャチ合意がいかなる層の意思を反映しているかという点、比較は甚だ難しい。ルプリン合同は、議會の場で、様々な地域・立場を代表する党派を巻き込んだ議論を経て、紆余曲折の後、最終的に合意が達成されたものである。他方、ハジャチ合意をみると、その文案作成に関わったのは一握りの人々、すなわち、コサック上層部の、中でも共和国との関わりの深いエリート層の利害を代表するヴィホフスキー政権の中核にいた数人(ヴィホフスキー、テテリヤ、ネミリチ)であった。さらにルテニア大公国の概念に至っては、第二章に見たように、ネミリチ個人に負うところが多い。共和国側の支持者としては、共和国を代表してコサックとの交渉にあたったビエニエフスキ、イェヴワシエフスキに加え議會での批准に貢献したレシチンスキの存在が大きいが、ネミリチ、ビエニエフスキ、レシチンスキの三者はレシチンスキを軸に親戚関係にあり、個人の人脉がハジャチ合意に果たした役割も大きい。

第三に、宗派(教念)問題の扱いである。ルプリン合同では宗教的なファクターは影をひそめているのに対し、ハジャチ合意では逆に、大きく前面に押し出され、最優先事項であったといつて差し支えない。ルプリン合同の当時、ポーランド王国は基本的にカトリック国であり、リトアニア大公国には異教(多神教、カトリック、正教が混在し、さらに両国ともにプロテスタント諸派が広まっていた(ユダヤ教、イスラム教といったマイノリティにはここでは触れない)。合同の当事者である両国の貴族の間に宗教的多様性があったにも関わらず、ルプリン合同において宗教問題は不問に付される。他方、ハジャチ合意においては特定宗派(共和国全体の主流であるカトリックと、ルテニア地域レヴェルでの多数派である正教)がルテニア公国において特権的教会となることが明記される。これはハジャチ合意がルテニア地域のエスノ・コンフェッションナルな主張を代弁していることを示すとともに、反三位一体派への弾圧に代表されるように、当時の共和国において「宗教的寛容」が過去のものとなりつつあったことに対応しているのであろう。宗教改革による混乱が収束し再カトリック化に向かう時代の空気が反映されているとみてよい。近世的複合国家にとって最大の危機は宗派的分裂であったと論じるエリオットは、ルプリン合同により強化された共和国は例外的にこれをやり過ぎたと考えた。しかしハジャチの合同構想をみ

ると、宗派的要因がコサックと共和国の關係を左右し、共和国の全体にも関わる重要な懸案事項であったことが分かる。ルプリン合同は宗派の問題を収めることはできず、一世紀近く経た後のハジヤチ合意には、一世紀間の宗派的状況の変化が如実に反映されている。

## 二 「ブレスト教会合同」との比較

ハジヤチ合意にはルプリン合同には希薄であった宗派の要素が色濃く現れているが、そこに注目すれば、別の比較対象が必要ではないだろうか。

ここでは、ルプリン合同からハジヤチ合意までの間にルテニアが別の「合同」を企てたことに注意したい。ルテニアが固有の国家形成の可能性を持たなかった時代のその合同は、ルテニアがエスノ・コンフェッショナルな共同体であったことを反映して、国家間ではなく教会間の合同であった。ほかならぬブレスト教会合同である。

ルプリン合同においては、宗教的ファクターと同様、ルテニアという要素も、ポーランド王国とリトアニア大公国の關係性に埋もれて見えなかった<sup>⑦</sup>。宗派の要素、さらに正教会を核としてまとまるルテニア地域という要素が露となったのは、むしろルプリン合同にみられる国家間關係を教会間の關係に焼き直したブレスト教会合同であったと考えられるのである。ブレスト教会合同成立の詳細にはここでは触れないが、正教会がカトリックに帰一する際の諸条件を記した「三十三箇条」の骨子は、以下の通りであった。まず、ローマ・カトリックとの合同（教皇庁への帰一）は、ルテニアの正教に伝統的な東方典禮や諸慣習（教会組織の構成や司祭妻帯の習慣など）を維持することを条件に行われた。ひきかえに、教義や教皇首位に関してはカトリックのそれを全面的に受け入れることになる。さらに、ここで重要なのは、共和国議會の支持を得られず実現には至らなかったが、合同によりカトリックに加わる正教会（合同後は合同教会）主教がローマ・カトリックの司教と同等の政治的権利、すなわち元老院の議席を得る点である<sup>⑧</sup>。

ハジャチ合意においても、正教会高位聖職者の元老院議席獲得が目標となっている。しかし、「プレスト教会合同」により元老院議席を得るのが合同派であるのに対し、ハジャチ合意では、合同に反対の立場にある正教会の主教である点是对照的である。ハジャチ合意が基本的にプレスト合同の撤廃を目指していた(議会批准版では合同教会の発展阻止を求めるにとどまった)ことは第二章で言及した通りであり、先行研究においても強調されてきた。にも関わらず、「ルテニアの」教会に、共和国における特権的地位(体制教会といえる地位)の付与を求めている点では、ハジャチ合意はプレスト教会合同と同じ方向性を示しているのである。

プレスト教会合同をルブリン合同の教会版翻案と考えるならば、ハジャチ合意はこの両方を総合し適宜に改訂したものとみなすことができるのではないか。カトリック教会への正教会の帰一、その条件下での正教会高位聖職者による(合同教会聖職者としての)元老院議席の獲得というプレスト教会合同の主要なモチーフは、ハジャチ合意において、コサツクの共和国への帰順という条件下での正教会高位聖職者の元老院議席獲得という形で再現されている。この元老院議席要求が共和国議会で批准された点において、ハジャチ合意はプレスト教会合同が到達できなかった段階に達した。

### 三 「ペレヤスラフ協定」との比較

最後に、同盟相手を求めていたコサツクにとつて共和国の代替となる可能性が最も大きかったモスクワ大公国との関係について、ハジャチ合意との比較的地見地からみてみよう。コサツクとロシアとの関係は、共和国との「合同」と同列に語るべきではないだろうが、少なくともコサツクにとつてモスクワのツァーリはポーランド国王に替わってコサツクの自治を保障しようと考えられ、そこには、宗派を同じくする君主という点が大きな意味を持った。

ペレヤスラフ協定が何を指すのかについては見解の定まらないところだが、ここで取り上げるのは、フメリニツキーのモスクワ臣従を認める「三月条項」(一六五四年三月)と呼ばれる文書である。「三月条項」は、コサツクの使節サムイロ・

ボフダノフとテテリヤをモスクワのツァーリと貴族会議（ポヤールスカヤ・ドゥーマ）が迎えて作成したもので、ボフダ  
ン・フメリニツキーの嘆願に対するツァーリの返答という体裁をとる。ハジャチ合意が共和国に対し条件づけたコサツク  
の特権と自治は、「三月条項」においてはいかなるものとして認められるのだろうか。

全体的に、「三月条項」には租税徴収や食糧供給・軍資金配当などについての記述が多く、全十一の項目のうち六つの  
項目が多かれ少なかれこれに関する。ウクライナで徴収された租税が一旦はツァーリの国庫へ入り、そこから俸給や交付  
金・補助金としてウクライナに還元されるという仕組みは中央集権的である。一方、ルテニア国家の理念を真髄とするハ  
ジャチ合意は税制に関しては寡黙である。

懸案のコサツク自治であるが、「三月条項」では、自由選挙で選ばれるヘトマン職の容認、官吏の地元選出にとどまり、  
ハジャチ合意と比較して、記されない事柄が多く、解釈に多くが委ねられている。ハジャチ合意が三万人とした登録コサ  
ツクの人数は、「三月条項」では、コサツク側の要求をのみ、俸給を受け正規の軍務に携わるのは六万名とされる。登録を  
行うのはヘトマンである。外国人傭兵を三万名（ツァーリの許可を請えば、それ以上も可能）抱えることもできた。具体的に何  
を指すのかは不明ではあるが、コサツクの諸権利すなわち「コサツクの自由」は、ツァーリからの特権状により保障される。  
連邦制の中で固有の国家の枠組みをもたらず一方でポーランド貴族の既得権を温存するハジャチ合意と比較して、「三  
月条項」におけるコサツクに対する待遇は、ウクライナにおけるコサツク支配の現状を維持する点ではより好ましいもの  
と受けとられ、モスクワへの期待感が膨らんでいたのであろう。

外交についての記述は具体的である。コサツクは、限定的にはあるが外交の権利を保つ。外国使節を受け入れること  
はできるが、それがモスクワにとって敵対的な使節である場合は、逐一ツァーリの指示を請う必要がある。友好的な使節  
である場合も、その用件やコサツクのとの対応について、モスクワに報告する義務を負う。さらに、共和国とオスマン  
帝国に対しては、ツァーリの指示による場合を除き、いかなる連絡も禁じられる。「三月条項」には、「モスクワに敵対的

で、コサツクに対し譲歩しようとしな<sup>①</sup>い」ポーランド国王と共和国の元老院に対する不満が強<sup>②</sup>くあらわれ、また、クリム  
 「ハン国を睨んだ国防・軍備についても二項目が割かれ、関心の高さが伺える。とはいえ、外国使節の受け入れを全面的  
 に禁じるハジャチ合意と比較すると、コサツクに使節受け入れの権限を留保する点で制限は緩い。

コサツクのモスクワ臣従はそもそも、宗派的要因によるところが大きい<sup>③</sup>が、ハジャチ合意の最優先事項である教会問題  
 は、「三月条項」ではどのような扱いであったのか。「三月条項」は、ツァーリがキエフ府主教座の資産に対し特権証書を  
 付与することと、正教信仰と正教徒をカトリックの抑圧から解放することを明言するものの、教会行政上のキエフ府主教  
 座の位置づけ(モスクワ総主教座に帰属するのか、コンスタンティノープル総主教座に留まるのか)については沈黙に付し、曖昧  
 な記述にとどめる。モスクワ総主教座とキエフ府主教座との関係はモスクワ大公国とウクライナの関係そのものを象徴す  
 る重要事項であるが、「三月条項」がキエフ府主教座の今後の位置づけについて明確に語らないことは、文書全体の曖昧  
 さを殊更に印象づける。

「三月条項」における具体性の欠如はこれにとどまらず、モスクワウクライナ国境に関しても触れられない<sup>④</sup>。  
 コサツクやキエフ府主教座が、モスクワ国家及びモスクワ総主教座に対しどのような立場に置かれるかが明示されてい  
 ないことが、ペレヤスラフ協定をウクライナのロシアによる保護国化とみるか、あるいは同盟関係とみるか、現在におい  
 ても研究者の意見を二分させる所以だろう。<sup>⑤</sup> ハジャチ合意においては明確に規定された諸事項——コサツク国家の領域や  
 政治的権利、正教会の国制上の位置づけ——が、おそらくはモスクワ側によって意図的に曖昧にされている点を指摘して  
 おきたい。

① ポーランド・リトアニアは、近世にむしろ優勢であった国家形態。

② composite monarchy (複合君主制) multiple kingdom (多元王制) の

好例として Elliott, J.H., *A Europe of Composite Monarchies, Past and Present*, No.137, 1992, pp.48-71.

③ Halcicki, *op. cit.*, p.209, 227.

④ Dembkowski, H.E., *The Union of Lublin: Polish Federalism in the Golden Age*, New York, 1982, pp.199-204.

⑤ ルーベン合同(1569年)前掲書を参照。

⑤ 共和国における宗派の問題は、ル布林合同の後「ワルシャワ連盟協約」で確認がなされた。小山哲「ワルシャワ連盟協約の成立——十六世紀のポーランドにおける宗教的寛容の法的基盤」『史料』第七十三巻五号（一九九〇年）。

⑥ Elliot, *op. cit.*, p.58-59.

⑦ ル布林合同の当時、ルテニアという語は本稿中での定義（十七世紀には一般的であった用法）とは必ずしも一致しなかった。当時ポーランド語の Rus（ラテン語ではルテニア）はより狭い範囲（Rus Czerna (ポーランド王国領のルテニア、厳密にはルシ県のこと)）を意味して用いられることが通例であった。よって、ル布林合同の際にリトアニア大公国からポーランド王国に編入された地域（ヴォルイン、キエフ、ポドレ）までもをルテニアが内包するところが認識は一般的ではなかったとみられる。Poldy, S., *The Origins of the Slavic Nations: Premodern Identities in Russia, Ukraine and Belarus*, Cambridge, 2006, pp.161-202. ハジャチ合意（議会批准版）におけるルテニア大公国がルテニアを名に冠しながらもルシ県を含まなかった点は、ルテニアという名称の指す対象に歴史的な変化が起こっていたことを示唆していると考えられる。

⑧ プレスト教会合同の「三十三箇条」に関しては前掲拙稿「一一一一—一二（四〇七—四〇八）頁を参照。

⑨ ムイツイクはハジャチ合意について、「理想的な方たちでの教会合同問題の扱い」として、ヘトマンが教会問題に関して共和国を相手に展開した外交の最高峰と高く評価する。Мицук, *op. cit.*。ただしムイツイクは、歴史研究者であると同時に正教会聖職者でもあり、「理想的」というのは正教会の立場からの評価である。

⑩ 何をもってベレヤスラフ協定と見なすかについては様々な立場があ

る。そもそも、協定なるものの存在に懐疑的な見解もある。Poldy, *Ukraine & Russia*, pp.90-112. 『世界史史料』第五巻 ヨーロッパ世界の成立と膨張（歴史学研究会編）、岩波書店（二〇〇七年）における「ロシアのウクライナ併合（一六五四年）」の項目（No.二二七、三六八—三七〇頁。吉田俊則訳）では、「コサックの自治と特権の承認とロシア皇帝への臣従を内容とする協定」に言及しつつも、紹介されるのはモスクワの全国会議（ゼムスキー・ソボル）でのウクライナ併合決議（五三年十月）である。

⑪ 以下に収録。Акмыл 103, T.10, С-Питербург, 1878 (Reprinted, The Hague-Paris, 1970), C.477-484.

⑫ スボリフ合意が実現されないうちについて言及されている。

⑬ 「三月条項」にキエフ府主教座の帰属について明言はないが、実際にはその後、早くも一六八六年にコンスタンティノール総主教座からモスクワ総主教座に管轄を移されることになる。

⑭ ウクライナ・コサックとモスクワとの間で国境をめぐる紛争があった（Акмыл 103, T.4, No.14, 75）にも関わらず、国境についての記述がない点は不自然である。また両者の間での「不和のりん」と指摘されるベラルシン（Яковлева, *op. cit.*, C.30, C.342）の帰属にも触れられない。

⑮ この議論については以下の文献を参照。Фропа, Б.Н., Переяславская рада 1654 г. и ее место в истории Украины, Белоруссия и Украина: История и культура, ежегодник 2004, Москва, 2005. 本稿筆者の見解では「三月条項」に示された租税の流れをみるに、少なくともモスクワの側にウクライナ併合の意図は明らかで、単なる同盟とは考えにくい。

おわりに

本稿の内容をまとめた上で、結論を述べたい。

ハジャチ合意は、ルシ諸公国なきあとのウクライナにおいて初めて明確な国家理念(ルテニア公国)が示された事例であった。あくまでも連邦の一構成国という形態であり、また実現に至ることはなかったが、国家形成の可能性が文書化され議会を通過したというその意義は大きい。ルテニア国家理念の基底にあるのは、あくまでもポーランドの貴族共和制と「合同」に基づく連邦制の拡大適用である。ポーランドの貴族身分がウクライナのコサック上層に開かれ、ポーランドとリトアニアの二国連合が、それまで一地方に過ぎなかったルテニアを第三の構成国とし、三国連合となる。

実質的にコサック支配下にあつたキエフ、ブラツラフ、チェルニゴフの三県がルテニア公国の領域とされ、ヘトマン制に代表されるコサック独自の統治機構が容認されることから、ルテニア公国はコサック国家を共和国の体制内化したものとみてよい。ポーランドとリトアニアの国民(共和国貴族)と対等なルテニア国民は、貴族に叙され、議会参加や国王選挙の権利を獲得するコサック・エリートに相当するが、国政に発言権を持つという点では、元老院議員となる正教会高位聖職者が含まれる。ルテニア公国の元老院議員に関しては、世俗の元老院議員官職にも正教徒のための枠が設けられ、正教会に対する厚遇は、ハジャチ合意に顕著な特徴となつている。

ハジャチ合意におけるルテニアの宗派的要求への積極的な対応は、ペレヤスラフ協定と比較しても明白である。正教会のロシアとのペレヤスラフ協定は、コサックのツァーリへの臣従に宗派的動機があつたにも関わらず、ルテニアの正教会にハジャチ合意で保証されるような地位を約束しない。ツァーリの「庇護」と資産に対する特権証書以上の言質は与えず、モスクワ大公国とコサックの関係と同様、モスクワ総主教座とキエフ府主教座の関係についても何ら明示することはないのである。

宗派や教会の問題の占める比重の大きさだけを考えると、ハジャチ合意とルプリン合同とを直接的な比較対象とすることは難しい。このふたつは並べ論じられることが多いが、両者を対置させるにあたっては、時代的にも両者の中間に位置するプレスト教会合同を間に配することで、それらの歴史的な繋がり、また逆に隔絶が、より展望しやすい。ハジャチ合意は一見するとプレスト教会合同を否定するものであるが、ルテニア・アイデンティティの要である正教会に共和国での政治的地位を与えようとする点で、むしろこれを継承するものである。

(京都女子大学、福井県立大学非常勤講師)

## The Hadiach Agreement (1658-59) and the Creation of Ruthenian State

by

FUKUSHIMA Chiho

Ruthenian lands, which made up the south-eastern part of the early modern Polish-Lithuanian State (the Commonwealth) was quite a large area that had a peculiar historical and cultural background. However, Ruthenia had never been an administrative entity like the Kingdom of Poland or the Grand Duchy of Lithuania, the two states over which stretched Ruthenia. In such a situation, the Orthodox Church (Kievan Metropolitanate) was the sole representative of Ruthenian ethnic unity within the Commonwealth, although its higher clergy had none of the political rights of the Roman Catholic bishops who were accorded seats in Commonwealth's senate.

The Cossacks, who began to rule over the Eastern borderlands of Ruthenia, could change this situation. When the Khmelnytskyi uprising (1648) overwhelmed the Commonwealth army, the Hetmanate (the Cossack government) sought independence from the Commonwealth. Khmelnytskyi attempted to maintain autonomy by accepting the suzerainty of Moscovian Tsardom ("the Pereiaslav Treaty"). Later, his successor Vykhovskyi sought to gain independence by returning to the Commonwealth. The Hadiach Agreement was the climax of Cossack-Commonwealth negotiations during Vykhovskyi's reign. According to the Hadiach document, the Cossack territory was titled the "Duchy of Ruthenia" and admitted as a state within the Commonwealth: as the third component of the Commonwealth, next to the Kingdom of Poland and the Grand Duchy of Lithuania.

In this article the Hadiach Agreement is examined mainly in comparison with the Union of Lublin (1569), which was the legal basis for the Polish-Lithuanian federation, and the Church Union of Brest (1596), which was an attempt to unify the Ruthenian Orthodox Church with the Roman Catholic Church, and with the Pereiaslav Treaty (1654), which amounted to the vassalage of Cossacks to the Moscovian Tsar.

By comparing Hadiach Agreement with those unions or the treaty, its peculiar features can be distinguished, especially in religious matters. Confessional matters are an outstanding feature of the Hadiach Agreement, while in the Union of Lublin there is no particular concern with religious matters. Religious factors were of

great importance in concluding the Pereiaslav Treaty, where Orthodox Cossacks chose to become vassals of the Orthodox Tsar, but no concrete settlement about the juridical status of the Ruthenian Orthodox Church is shown therein, in contrast with the specific settlements on that church in the Hadiach Agreement.

Concerning this special importance of confessional issues in the Hadiach Agreement, it also needs to be compared with the Church Union of Brest. The Hadiach Agreement, which officially acknowledged only Orthodoxy and Roman Catholicism and denied further expansion of Uniatism, has tended to be regarded as a denial of the Church Union of Brest. However, this article makes a point of interpreting the Hadiach Agreement as moving in the same direction as the Church Union of Brest, considering the fact that both demanded that the Ruthenian higher clergy of the Eastern rite (either Orthodox or Uniate) be granted equal political rights (i.e. senatorial seats) as the Roman Catholic bishops. In this respect the Hadiach Agreement was a kind of adaptation not only of the Union of Lublin but also of the Church Union of Brest in the federalist context of the Commonwealth.

## Cantonalismo and the Uses of History, Focusing on Cantón Murciano

by

KIKUCHI Nobuhiko

This article alters the image of the revolutionary movement known as Cantonalismo of 1873 during the period of the First Spanish Republic by examining it from the viewpoint of the uses of history.

After providing a summary of Cantonalismo, I consider in the first section the interpretations that have shaken previous scholarship — whether the revolutionary movement was an incipient socialist revolution, or whether it was federalist, or separatist, and confirm that none of these interpretations is completely applicable. I then point out that the theory of earlier scholars that Francisco Pi y Margall was the source of Cantonalismo thought involves a contradiction. Establishing that the focus of the dispute between the cantonalists and executive body of the Federal Republican Party was a part of the process of building a federal state, I point out the necessity of exploring the grounds for a federalist movement “from the ground up” as advocated by the cantonalists.

In the second section I analyze articles from the cantonalist house organ, *El*